

2024年1月4日
株式会社みなと銀行

個人番号の利用目的の変更について

みなと銀行（以下「弊社」といいます。）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、2024年1月1日付にて、弊社における個人番号の利用目的を以下のとおり変更したことをご連絡いたします。

今回変更された利用目的による利用は、2024年4月1日以降に順次開始いたします。

なお、下線部の変更箇所を除く文言の変更（追加）は、りそなホールディングスのグループ行における利用目的の文言に統一するためのものですので、個人番号を取り扱う利用目的の範囲に変更（追加）はございません。

【個人番号の利用目的】

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- 信託業務または併營業務に関する法定書類作成事務
- 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- 預貯金口座付番に関する事務
- 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（住宅ローン控除）に関する法定書類作成事務
- 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務